

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例（案）について

平成26年 8月26日

市 民 部

1 制定の趣旨

空き家等の適正な管理に関し、所有者等の義務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現を図ろうとするものである。

2 条例の内容

(1) 定義

ア 空き家等 市の区域内にある建築物その他の工作物又は土地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

イ 特定空き家等 適正な管理が行われていない空き家等で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。

ウ 所有者等 空き家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。

(2) 所有者等の義務

所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等を適正に管理しなければならないものとする。

(3) 適正な管理が行われていない空き家等に対する措置

実態調査、立入調査、助言又は指導、勧告、命令、代執行及び応急措置を行うものとする。

(4) 市の講ずる施策

市は、空き家等の適正管理を実現するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとする。

3 施行期日

平成27年4月1日

【参考】

1 国会に提出される予定であった空家等対策の推進に関する特別措置法案（以下「法案」という。）に規定されていないが、条例で独自に規定する内容

(1) 空き家等の定義に空き地を含める。

(2) 応急措置

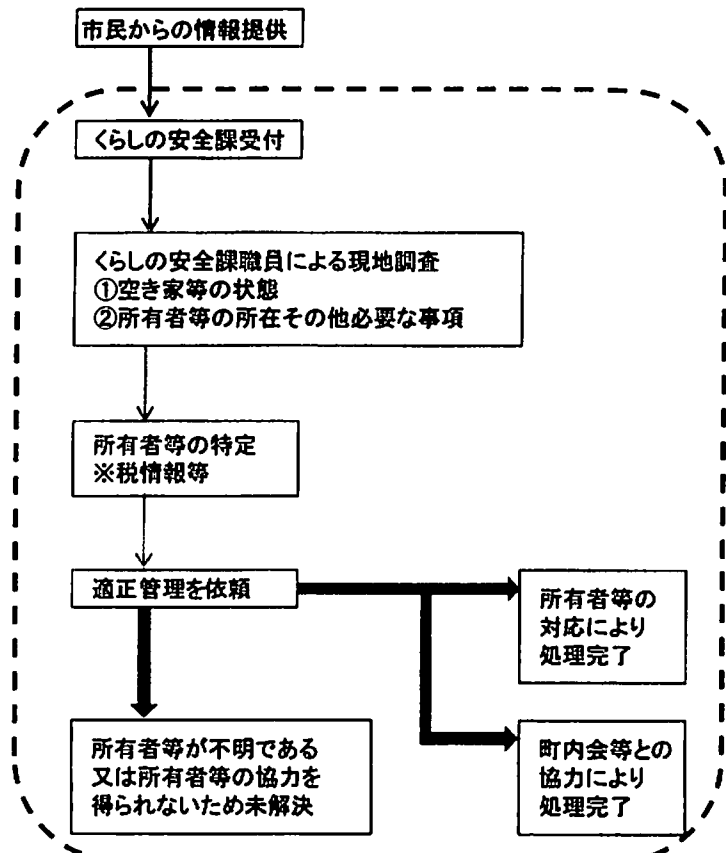
2 法案に規定されているが、条例では規定しない主な内容

(1) 他の地方公共団体が保有する空き家等の所有者等に関する個人情報の利用

(2) 税制上の措置

空き家等対策の流れ

現在



平成 26 年度相談件数 (平成 26 年 7 月 31 日現在) : 53 件
 うち 処理完了 : 31 件 (58%)
 所有者不明 : 2 件
 所有者等調査中 : 9 件
 対応依頼中 : 11 件

条例の施行後

